

# 「持続化給付金」(最大 200 万円) の申請方法

アマヤ・パートナーズ税理士法人  
担当 青山

コロナウイルス感染拡大により、**前年同月と比べて売上が 50%以上減少した一定の事業者**へ、経済産業省から法人で最大 200 万円、個人で最大 100 万円の「持続化給付金」が支給されます。本日 5 月 1 日より、申請が可能となりましたので、申請方法についてご紹介いたします。



## 1. 給付対象要件・申請期間

### (1) 給付対象要件

- ① 2019 年以前から事業により売上を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ② 2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月(対象月)があること。  
※対象月は、2020 年 1 月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で売上が 50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択することができます。
- ③ 法人の場合は、  
(ア) 資本金の額又は、出資の総額が、10 億円未満であること。  
(イ) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること。

### (2) 申請期間

**給付金の申請期間は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 1 月 15 日まで**となります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和 3 年 1 月 15 日の 24 時までとなります。

## 2. 給付額の算定方法

小規模な事業者は、支給額が減額される可能性があります。一般的に法人は 200 万円、個人事業主は 100 万円の給付金が支給されます。

具体的な給付額は、下記の①、②のうちいずれか少ない金額です。

- ① **法人 200 万円、個人事業主 100 万円**
- ② **前事業年度の売上一 (前年同月比▲50%月の売上×12 ヶ月)**

### 3. 申請手続き

1. 持続化給付金ホームページへアクセスします。 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



2. 「申請する」を押して、メールアドレスなどを入力し [仮登録] します。
3. 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、[本登録] します。
4. ID・パスワードを入力すると [マイページ] が作成されます。
5. 必要書類を添付

- ① 確定申告書類

法人

- ・確定申告書別表一の控え（1 枚）
- ・法人事業概況説明書の控え（2 枚）

個人事業主

- ・確定申告書第一表（1 枚）
- ・所得税青色申告決算書（2 枚）

※確定申告書には、收受日付印が押されている必要がありますが、電子申告の場合はメール詳細がその代わりにになります。

- ② 2020 年分の対象とする月の売上台帳等

「経理ソフトから抽出した売上データ」や「エクセル作成した売上」、「手書きの売上帳」などが該当します。

- ③ 通帳の写し

- ④ 本人確認書の写し（個人事業主のみ）

### 4. ご不明点お問い合わせください。

「持続化給付金」の対象要件や必要な書類、申請方法についてご不明点がございましたら是非弊社担当者までお問い合わせください。

さまざまな情報を発信しております。合わせてご覧ください！



Facebook  
@amayapartners



Instagram  
@amayapartners

